

しょうがいしゃそうごうふくしほう かしょう ろんてん  
 「障害者総合福祉法」(仮称)の論点

ろんてんこうせい きほんしてん こんきよ  
 ■論点構成の基本視点、根拠

- すいしんかいぎ だい じいけんしょ だい かいすいしんかいぎじろく  
 ① 推進会議の第1次意見書+第3回推進会議議事録
- しょうがいしゃけんりじょうやくほんぶん  
 ② 障害者権利条約本文
- じりつしえんほうそしょうきほんごういぶんしょ  
 ③ 自立支援法訴訟基本合意文書
- みんしゅとう しょうがいしゃせいさくぴーていーほうこく  
 ④ 民主党 障害者政策 P T 報告

ぶかい 部会 しんぎ 審議 じき 時期	ぶん 分 や 野	こう 項 もく 目	ろん 論 てん 点
	えー ほう A 法の りねん 理念・ もくてき はんい 目的・範囲	えー ほう めいしょう A-1 法の名称	えー ほう めいしょう A-1-1) 法の名称についてどう考えるか?
		えー だれ なに A-2 誰の何のた め	えー A-2-1) そもそも、この総合福祉法は、誰の何のためにつくるのか?
			えー けんぽう しょうがいしゃきほんほうとう そうごうふくしほう かんけい かんが A-2-2) 憲法、障害者基本法等と「総合福祉法」との関係をどう考えるか?
		えー りねんきてい A-3 理念規定	えー しょうがいしゃけんりじょうやく ほご きやくたい けんり しゅたい てんかん いがくもでる しゃかい A-3-1) 障害者権利条約の「保護の客体から権利の主体への転換」「医学モデルから社会 もでる てんかん モデルへの転換」をふまえた理念規定についてどう考えるか?

ぶかい 部会 しんぎ 審議 じき 時期	ぶん 分 や 野	こう 項 もく 目	ろん 論 てん 点
			<p>えー すいしんかいぎ ちいき せいかつ けんり めいき ふかけつ かくにん すいしんかいぎ A-3-2) 推 進 会 議 で は 「 地 域 で 生 活 す る 権 利 」 の 明 記 が 不 可 欠 と の 確 認 が さ れ 、 推 進 会 議 ・ だいいちじいけんしょ 第 一 次 意 見 書 で は 「 ず べ て の 障 害 者 が 、 自 ら 選 択 し た 地 域 に お い て 自 立 し た 生 活 を 営 む けんり ゆう かくにん じつげん しえんせいど こうちく めざ しる 権 利 を 有 す る こ と を 確 認 す る と と も に 、 そ の 実 現 の た め の 支 援 制 度 の 構 築 を 目 指 す 」 と 記 さ れた。これを受けた規定をどうするか？</p>
			<p>えー しょうがいしゃ じりつ がいねん とら さい かぞく いぞん もんだい かんが A-3-3) 障 害 者 の 自 立 の 概 念 を どう 捉 え る か ？ そ の 際 、 「 家 族 へ の 依 存 」 の 問 題 を どう 考 え る か ？</p>
		<p>えー しえん A-4 支援 さーびす (サービス) せんたくけん 選 択 権 を ぜんてい 前 提 と し た じゅきゅうけん 受 給 権</p>	<p>えー ちいき せいかつ けんり たんぽ さーびすせんたくけん ぜんてい じゅきゅうけん A-4-1) 「 地 域 で 生 活 す る 権 利 」 を 担 保 し て い く た め に 、 サ ー ビ ス 選 択 権 を 前 提 と し た 受 給 権 ひつよう いけん かんが が 必 要 と の 意 見 が あ る が 、 こ れ に つ い て どう 考 え る か ？</p>
			<p>えー じょうやくだい じょう とくてい せいかつようしき ぎむ きてい も こ A-4-2) 条 約 第 19 条 の 「 特 定 の 生 活 様 式 を 義 務 づ け ら れ な い こ と 」 を ふ ま え た 規 定 を 盛 り 込 む か、盛り込むとしたらどのように盛り込むか？</p>
			<p>えー しょうがいしゃ ふくししえん さーびす ていきょう くに ちほうこうきょうだんたい やくわり A-4-3) 障 害 者 の 福 祉 支 援 ( サ ー ビ ス ) 提 供 に か か る 国 な ら び に 地 方 公 共 団 体 の 役 割 を ど う 考 え る か ？</p>

ぶかい しんぎ 審議 じき 時期	ぶん 分 や 野	こう 項 もく 目	ろん 論 てん 点
		えー ほう しゅび A-5 法の守備 はんい 範囲	<p>えー そうごうふくしほう しゅびはんい かんが ふくしきーびすいがい いりょう ろうどうぶんや A-5-1) 「総合福祉法」の守備範囲をどう考えるか？福祉サービス以外の、医療、労働分野、 こみゆにけーしょん、また、しょうがいじ こうれいしゃ ぶんや きのおぶんたんや せいど たにまう コミュニケーション、また、障害児、高齢者の分野との機能分担や（制度の谷間を生まない） れんけい すいしんかいぎ ほうこうせい そ かつち すす 連携について推進会議の方向性に沿った形でどう進めていくか？</p> <p>えー しんたいしょうがいしゃふくしほう ちてきしょうがいしゃふくしほう せいしんほけんふくしほう じどうふくしほう A-5-2) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、児童福祉法、その た きそん ほうりつ かた なら そうごうふくしほう かんけい かんが 他の既存の法律のあり方、並びに総合福祉法との関係についてどう考えるか？</p> <p>えー ぶんやえー ほう りねん もくてき はんい A-6-1) 「分野 A 法の理念・目的・範囲」についてのその他の論点及び意見</p>
	びー しょうがい B 障害の はんい 範囲	びー ほう たいしょう B-1 法の対象 きてい 規定	<p>びー すいしんかいぎ しょうがい ていぎ しゃかいもでる た せいど たにまう ていぎ B-1-1) 推進会議では、障害の定義について、「社会モデルに立った、制度の谷間を生まない定義 とする」ことが確認されている。これをふまえた、「総合福祉法」における障害の定義や支援 たいしょうしゃ かん きてい かんが の対象者に関する規定をどう考えるか？</p> <p>びー じりつしえんほう せいいていじ ふそく しめ はつたつしょうがい こうじのうきのうしょうがい なんびょう B-1-2) 「自立支援法」制定時の附則で示されていた「発達障害、高次脳機能障害、難病 まんせいしっかん とう ふく きてい せいげんれつきよ くわ ほうかつてきてい （慢性疾患）」等も含みこんだ規定をどうするか？制限列挙で加えるのか、包括的規定 にするのか？</p>

ぶかい 部会 しんぎ 審議 じき 時期	ぶん 分 や 野	こう 項 もく 目	ろん 論 てん 点
		びー てつづ きてい B-2 手続き規定	びー しょうがいてちょう も こうじのうきのうしょうがい はったつしょうがい なんびょう けいどちてき なんちょう B-2-1) 障害手帳を持たない高次脳機能障害、発達障害、難病、軽度知的、難聴など ゆう しゃ はいじよ てつづ きてい かんが を有する者を排除しない手続き規定をどう考えるか？
		びー た B-3 その他	びー ぶんやびー しょうがい はんい た ろんてんおよ いけん B-3-1) 「分野B 障害の範囲」についてのその他の論点及び意見
しー せんたく C 「選択と けつてい 決定」 (しきゅう 支給 けつてい 決定)	しー じこけつてい C-1 自己決定 しえん そうだん 支援・相談 しえん 支援		<p>しー ひつよう しえん う みづか けつてい せんたく もと しゃかい ぶんや かつどう C-1-1) 「必要な支援を受けながら、自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動 さんか さんかく いけんしよ じつげん に参加・参画する」(意見書)を実現していくためには、どういう支援が必要か？また 「セルフマネジメント」「支援を得ながらの自己決定」についてどう考えるか？</p> <p>しー しょうがいしゃけあまねじめんと じゅうようせい してき えんばわめんとしえん C-1-2) 障害者ケアマネジメントで重要性が指摘されてきたエンパワメント支援についてどう かんが えるか？また、エンパワメント支援の機能を強化するためにはどういった方策が必要と考 えるか？</p> <p>しー びあかうんせりんぐ びあさぼーと いぎ やくわり ふきゅう うえ かだい かんが C-1-3) ピアカウンセリング、ピアサポートの意義と役割、普及する上での課題についてどう考 えるか？</p> <p>しー しせつ びょういん ちいまいこう ちいきせいかつしえん じゅうじつ すす うえ そうだんしえん C-1-4) 施設・病院からの地域移行や、地域生活支援の充実を進めていく上で、相談支援 やくわり きのう もと てん げんじょう いち の役割と機能として求められるものにはどのようなことがあるか？その点から、現状の位置づけ たいせい かに かに や体制にはどのような課題があると考えるか？</p>

ぶかい 部会 しんぎ 審議 じき 時期	ぶん 分 や 野	こう 項 もく 目	ろん 論 てん 点
		しー しょうがいていど <b>C-2 障害程度</b> くぶん きのう 区分の機能と もんだいてん 問題点	<p>しー げんこう じりつしえんほう しきゅうけつてい ひょうか もんだいてん かんが  <b>C-2-1) 現行「自立支援法」の支給決定についてどう評価し、どのような問題点があると考</b>  <b>えるか？また、そのなかで「障害程度区分」の果たした機能と、その問題点についてどう考</b>  <b>えるか？</b></p> <p>しー しょうがいていどくぶん れんどう しえん ひつようどおよ ほうしゅう こつこふたんきじゆん  <b>C-2-2) 「障害程度区分」と運動している支援の必要度及び報酬と国庫負担基準について</b>  <b>どう考えるか？特に、今後の地域移行の展開を考えた際に、24時間の地域でのサポート体</b>  <b>制</b>  <b>(後述)が必要となるが、そのための財源調整の仕組みをどう考えるか？</b></p> <p>しー せんたく  <b>C-3 「選択と</b>  <b>けつてい しきゅう</b>  <b>決定」(支給</b>  <b>けつてい ぶろせす</b>  <b>決定)プロセス</b>  <b>とツール</b></p> <p>しー だい かいすいしんかいぎ しょうがいていどくぶん はいし か きょうぎ ちょうせい しきゅう  <b>C-3-1) 第3回推進会議では、障害程度区分の廃止とそれに代わる協議・調整による支給</b>  <b>けつていぶろせす たいせいこうちく ぎろん てん かんが</b>  <b>決定プロセスのための体制構築についての議論がなされた。これらの点についてどう考</b>  <b>える</b>  <b>か？</b></p> <p>しー しょうがいていどくぶん はいしご しきゅうけつてい しく かんが さい しきゅうけつてい あ  <b>C-3-2) 「障害程度区分」廃止後の支給決定の仕組みを考える際に、支給決定に当たって</b>  <b>ひつよう ツール</b>  <b>必要なツールとしてどのようなものが考えられるか？(ガイドライン、本人中心計画等)</b></p> <p>しー しきゅうけつてい あ じちたいたんどうしゃ そーしゃるわーくきのう きょうか  <b>C-3-3) 支給決定に当たって自治体担当者のソーシャルワーク機能をどう強化するか？</b></p> <p>しー すいしんかいぎ ふふくしんさきかん じゅうようせい してき  <b>C-3-4) 推進会議でも、不服審査機関の重要性が指摘されているが、どのような不服審査や</b>  <b>あどぼかしー しく ひつよう かんが</b>  <b>アドボカシーの仕組みが必要と考えられるか？</b></p>

ぶかい しんぎ じき 審議 時期	ぶん や 野 分	こう もく 目 項	ろん てん 論 点
		しー C-4 その他	しー C-4-1) 「分野 C 「選択と決定」(支給決定)」についてのその他の論点及び意見
	でいー D 支援  (サービス)  たいけい 体系	でいー D-1 支援  (サービス)  たいけい 体系のあり方  について	<p>でいー D-1-1) これまで支援の狭間にいた人たち(例えば発達障害、高次脳機能障害、難病、軽度知的障害など)に必要な福祉サービスとはどのようなものであるか?</p> <p>でいー D-1-2) 現行の介護給付、訓練等給付と地域生活支援事業という区分についてどう考えるか? 総合福祉法での支援体系のあり方についてどう考えるか? 障害者の生活構造やニーズに基づいた支援体系はどうあるべきと考えるか?</p> <p>でいー D-1-3) 現行の訓練等給付についてどう考えるか? 労働分野での見直しとの関係で、就労移行支援、就労継続支援等のあり方をどう考えるか? また、自立訓練(機能訓練・生活訓練)のあり方についてどう考えるか?</p> <p>でいー D-1-4) 生活介護、療養介護も含めた日中活動系支援体系の在り方をどうするか?</p> <p>でいー D-1-5) 地域生活支援事業の意義と問題点についてどう考えるか? 地域生活支援事業の仕組みになじむものと、なじまないものについてどう考えるか?</p>

ぶかい 部会 しんぎ 審議 じき 時期	ぶん 分 や 野	こう 項 もく 目	ろん 論 てん 点
			<p>でいー げんこう こみゆにけーしょんしえんじぎょう <sup>かんが</sup> すいしんかいぎ <sup>だいいちじ</sup>  <b>D -1-6)</b> 現 行 の コ ミ ュ ニ ケー シ ョ ン 支 援 事 業 に つ い て ど う 考 え る か ？ 推 進 会 議 ・ 第 一 次  いけんしょ <sup>しゅわ</sup> ようやくひっき <sup>ゆびてんじとう</sup> ふく <sup>たよう</sup> げんご <sup>せんたく</sup> こにみゆけーしょん  意見書では、「手話や要約筆記、指点字等を含めた多様な言語の選択、コミュニケーション  <sup>しゅだん</sup> ほしょう <sup>じゅうようせい</sup> ひつようせい <sup>してき</sup>  の手段の保障の重要性・必要性」が指摘された。これらを踏まえて、聴覚障害者や盲  <sup>しゃ</sup> <sup>しかくしょうがいしゃ</sup>  ろう者、視覚障害者、さらに、知的障害者、重度肢体不自由者を含めた今後のあり方を  <sup>かんが</sup>  どう考えるか？</p> <p>でいー げんこう <sup>ほそうぐ</sup> にちじょうせいかつようぐ <sup>かんが</sup> <sup>こんご</sup> <sup>かた</sup> <sup>かんが</sup>  <b>D -1-7)</b> 現 行 の 補 装 具 ・ 日 常 生 活 用 具 に つ い て ど う 考 え る か ？ 今 後 の あ り 方 に つ い て ど う 考  え る か ？</p> <p>でいー げんこう <sup>じりつしえんいりょう</sup> <sup>かんが</sup> <sup>きほんごうい</sup> <sup>とうめん</sup> <sup>じゅうてん</sup>  <b>D -1-8)</b> 現 行 の 自 立 支 援 医 療 に つ い て ど う 考 え る か ？ 基 本 合 意 に お い て、「当 面 の 重 点 な  <sup>かだい</sup> <sup>りょうしゃふたん</sup> <sup>そち</sup> <sup>くわ</sup> <sup>かだい</sup> <sup>かんが</sup>  課題」とされている利用者負担の措置に加えて、どのような課題があると考えるか？</p> <p>でいー <sup>せいかつ</sup>  <b>D -2</b> 生 活  <sup>じったい</sup> <sup>そく</sup>  実 態 に 即 し  <sup>かいじょしえん</sup>  た 介 助 支 援  <sup>さーびす</sup> <sup>とう</sup>  (サ ー ビ ス) 等</p> <p>でいー <sup>すいしんかいぎ</sup> <sup>しーむれす</sup> <sup>さーびす</sup> <sup>かくほ</sup> <sup>ひつようせい</sup> <sup>してき</sup> <sup>しょうがいしゃ</sup>  <b>D -2-1)</b> 推 進 会 議 で は、シ ー ム レ ス な サ ー ビ ス の 確 保 の 必 要 性 が 指 摘 さ れ た。ま た、障 害 者  <sup>けんりじょうやく</sup>  権 利 条 約 で は「パ ー ソ ナ ル ・ ア シ ス タ ン ス ・ サ ー ビ ス」を 含 む 支 援 サ ー ビ ス も 提 起 さ れ て い る。こ  <sup>ちいきしえんさーびす</sup> <sup>かた</sup> <sup>かんが</sup>  れ ら を ふ ま え、地 域 支 援 サ ー ビ ス の あ り 方 に つ い て ど う 考 え る か ？</p>

ぶかい 部会 しんぎ 審議 じき 時期	ぶん 分 や 野	こう 項 もく 目	ろん 論 てん 点
			<p>でいー D -2-2) げんざい ほーむへるぶ、がいでへるぶの仕組みについては、なんらかのへんこう ひつよう D -2-2) 現在のホームヘルプ、ガイドヘルプの仕組みについては、何らかの変更が必要か？ま た、ガイドヘルプに関するこべつきゅうふか ひつよう た、ガイドヘルプについての個別給付化は必要か？</p> <p>でいー D -2-3) しょうがいとくせい ひつよう みまも あんしんかくほ そうだん しんたいかいご かじ D -2-3) 障害特性ゆえに必要とされる見守りや安心確保の相談といった身体介護・家事 えんじょ 援助ではない人的サポートの位置づけをどうするべきか？</p> <p>でいー D -2-4) いりょうてきけあ ひつよう しょうがいしゃ ちいき さぼーとたいせい かくりつ D -2-4) 医療的ケアが必要な障害者の地域でのサポート体制を確立するためにはどうい う課題があるか？ また、ちいきせいかつ けいぞく ひつよう おう りよう しょうとすてい 等の機能を望む声があるが、かくほ 確保していくためにどのような課題があるか？</p>
	でいー D -3	しゃかい 社会 さんか 参加 しえん 支援 さーびす (サービス)	<p>でいー D -3-1) しょうがいしゃ しゃかいさんか てん しゅうろう しゅうがく さい かいご つうきん つうがく かいご D -3-1) 障害者の社会参加の点から就労・就学に際しての介護、通勤・通学の介護が おお かいご してき そうごうふくしほう さーびす かばー かんが 大きな課題との指摘があるが、総合福祉法のサービスでどこまでカバーすると考えるか、その さい ろうどうぎょうせい きょういくぎょうせい やくわりぶんたん ざいげん かんが 際、労働行政や教育行政との役割分担や財源をどう考えるか？</p> <p>でいー D -3-2) いばしょきのう ひろ なかま こうりゅう ぶんかげいじゅつかつどう かんが かくほ D -3-2) 居場所機能など広く仲間との交流や文化芸術活動などについてどう考え、確保して いくためのたいけい かんが 体系はどう考えるか？</p>
	でいー D -4	しゅうろう 就労	<p>でいー D -4-1) ふくし こよう いこう すす D -4-1) 「福祉から雇用へ」の移行はどこまで進んだのか？これまでのしゅうろうせいさく もんだいてん どうかんが どう考えるのか？</p>

ぶかい しんぎ しき じき 時期	ぶん や 分野	こう もく 項目	ろん てん 論 点
			<p>でいー D -4-2) 福祉的<sup>ふくしてきしゅうろう</sup>就<sup>なほ</sup>労<sup>ふく</sup>のとらえ直しを含む、これからの就<sup>しゅうろう</sup>労<sup>せいどせつけい</sup>の制度設計<sup>かんが</sup>をどう考えるのか？</p>
			<p>でいー D -4-3) 既存<sup>きそん</sup>の労働<sup>ろうどうぎょうせい</sup>行政<sup>とく</sup>における取り組みとあわせて、福祉<sup>ふくし</sup>と労働<sup>ろうどう</sup>にまたがるような<sup>ほうせいど</sup>法律制度<sup>に</sup>については、どこで議論<sup>ぎろん</sup>していくべきか？</p>
		でいー ちいき す D -5 地域 <sup>す</sup> での住 <sup>す</sup> まいの確保 <sup>かくほ</sup> ・ 居住 <sup>きょじゅうさぽーと</sup> サポート について	<p>でいー D -5-1) これまで地域<sup>ちいき</sup>移行<sup>いこう</sup>の障<sup>しょう</sup>壁<sup>へき</sup>になってきた住<sup>じゅうたく</sup>宅<sup>もんだい</sup>問題<sup>かいけつ</sup>を解決<sup>ぐたいてき</sup>するために、具体的<sup>に</sup>どのよ<sup>う</sup>な方<sup>ほう</sup>策<sup>さく</sup>が考<sup>かんが</sup>えられるか？</p>
			<p>でいー D -5-2) 地域<sup>ちいき</sup>での住<sup>す</sup>まいの確保<sup>かくほ</sup>の方<sup>ほう</sup>策<sup>さく</sup>として公<sup>こう</sup>営<sup>えい</sup>住<sup>じゅう</sup>宅<sup>たく</sup>への優<sup>ゆう</sup>先<sup>せん</sup>枠<sup>わく</sup>を広<sup>ひろ</sup>げる方<sup>ほう</sup>向<sup>こう</sup>で考<sup>かんが</sup>え<sup>る</sup>べきか？</p>
			<p>でいー D -5-3) また、公<sup>こう</sup>営<sup>えい</sup>住<sup>じゅう</sup>宅<sup>たく</sup>が質<sup>しつりょう</sup>量<sup>とも</sup>共<sup>ふそく</sup>に不<sup>げん</sup>足<sup>じつ</sup>する現<sup>なか</sup>実<sup>しょうがい</sup>がある中<sup>ひと</sup>で、障<sup>しょうがい</sup>害<sup>ひと</sup>がある人<sup>の</sup>のアパ<sup>ート</sup>などの一<sup>いっ</sup>般<sup>ぱん</sup>住<sup>じゅう</sup>宅<sup>たく</sup>の確保<sup>かくほ</sup>の為<sup>ため</sup>にど<sup>たい</sup>のよ<sup>お</sup>うな対<sup>ひつ</sup>応<sup>よう</sup>が必<sup>や</sup>要<sup>ちん</sup>か？ (家<sup>けい</sup>賃<sup>げん</sup>等<sup>さく</sup>の軽<sup>か</sup>減<sup>あ</sup>策<sup>が</sup>や借<sup>り</sup>上<sup>げ</sup>げ<sup>が</sup>た<sup>ちん</sup>た<sup>い</sup>じゅう<sup>たく</sup>と<sup>う</sup>型<sup>が</sup>賃<sup>貸</sup>住<sup>宅</sup>等)</p>
			<p>でいー D -5-4) 居<sup>きょ</sup>住<sup>じゅう</sup>サポ<sup>ーと</sup>事<sup>じ</sup>業<sup>ぎょう</sup>の評<sup>ひょう</sup>価<sup>か</sup>とさら<sup>ひつ</sup>に必<sup>き</sup>要<sup>のう</sup>とさ<sup>やく</sup>れる機<sup>き</sup>能<sup>のう</sup>・役<sup>やく</sup>割<sup>わり</sup>にど<sup>の</sup>よ<sup>う</sup>なこ<sup>と</sup>がある<sup>か</sup>？</p>
			<p>でいー D -5-5) グル<sup>ー</sup>プ<sup>ほーむ</sup>とケ<sup>あ</sup>ア<sup>ほーむ</sup>について、現<sup>げん</sup>状<sup>じょう</sup>の問<sup>も</sup>題<sup>んだい</sup>点<sup>てん</sup>は何<sup>なに</sup>か？また今<sup>こん</sup>後<sup>ご</sup>のあ<sup>り</sup>方<sup>かた</sup>をど<sup>う</sup>考<sup>かんが</sup>え<sup>る</sup>か？</p>

ぶかい 部会 しんぎ 審議 じき 時期	ぶん 分 や 野	こう 項 もく 目	ろん 論 てん 点
		でいー けんりようご <b>D -6 権利擁護</b> しえんとう 支援等	でいー ほんにん ひつよう しえん う じこせんたく じこけつてい ちいきせいかつ じつげん <b>D -6-1) 「本人が必要とする支援を受けた自己選択、自己決定、地域生活」を実現して</b> いくためには、どのようなサービス体系が必要と考えるか？ でいー けんりようご すいしん <b>D -6-2) 権利擁護を推進していくためにはどのような体制が必要か？相談支援や</b> えんばわめんと じぎょうか エンパワメントの事業化についてどう考えるか？ でいー さーびす しつ かくほとう くじょうかいけつ だいさんしゃひょうか しく <b>D -6-3) サービスの質の確保等のための苦情解決と第三者評価の仕組みについてどう考</b> えるか？
		でいー た <b>D -7 その他</b>	でいー ぶんやでいー しえん さーびす たいけい <b>D -7-1) 「分野 D 支援 (サービス) 体系」についてのその他の論点及び意見</b>
いー ちいきいこう <b>E 地域移行</b>	いー ちいきいこう <b>E -1 地域移行の</b> しえん なら 支援、並びにそ ほうていか の法定化	いー じょうやく とくてい せいかつようしき ぎむ <b>E -1-1) 条約では、「特定の生活様式を義務づけられないこと」とあるが、これを確保するため</b> にはどのようなことが課題にあるか？また、ちいきいこう ほうていか 地域移行の法定化についてどう考えるか？ いー にゅうしょしせつ びょういん ちいきいこう かん ぐたいてき きげん すうちもくひょう ぷろぐらむ <b>E -1-2) 入所施設や病院からの地域移行に関して具体的な期限や数値目標、プログラムなど</b> を定めることは必要か？ いー ちいきいこう すす びあさぼーと じりつたいけんぷろぐらむ <b>E -1-3) 地域移行を進めるために、ピアサポートや自立体験プログラムなどをどのように整備・</b> てんかい 展開していくべきか？	

ぶかい 部会 しんぎ 審議 じき 時期	ぶん 分 や 野	こう 項 もく 目	ろん 論 てん 点
			<p>いー E-1-4) ちょうきにゆういん にゆうしょ けっか ほしょうにん かくほ ちいきいこう でき ひと たいおう 長期入院・入所の結果、保証人を確保できず地域移行が出来ない人への対応と して、どのような公的保証人制度が必要か？</p>
			<p>いー E-1-5) ちいきいこう ひと ひつよう ざいげん きゅうふ しく ひつよう 地域移行をする人に必要な財源が給付されるような仕組みは必要か？また、どのよう なものであるべきか？</p>
			<p>いー E-1-6) ちいきいこう にゆうしょしせつ びょういん やくわり きのう かんが 地域移行における、入所施設や病院の役割、機能をどう考えるか？</p>
		<p>いー E-2 社会的 にゆういんとう 入院等の かいしょう 解消</p>	<p>いー E-2-1) おお しゃかいてきにゆういん かか せいしんかびょうしやう にゆうしょしせつ だいきぼ ちいき 多くの社会的入院を抱える精神科病床からや、入所施設からの大規模な地域 移行を進める為に、何らかの特別なプロジェクトは必要か？</p>
			<p>いー E-2-2) げんじつ ぞんぞく しせつたいきしや さいにゆういん にゆうしょ もんだい とくく 現実に存続する「施設待機者」「再入院・入所」問題にどのように取り組むべきか？</p>
			<p>いー E-2-3) また、「施設待機者」「再入院・入所」者への実態調査と、何があればそうならな いかにニーズ把握は、具体的にどのように行えばよいか？</p>
			<p>いー E-2-4) じょうき ちょうさ ぐたいてき せさく い しすてむ こうちく 上記の調査を具体的な施策に活かすためには、どのようなシステムを構築すべきか？</p>

ぶかい 部会 しんぎ 審議 じき 時期	ぶん 分 や 野	こう 項 もく 目	ろん 論 てん 点
			<p>いー E-2-5) すうえーでん ねんだいしよとう かいかく いっていきかんいじょう しゃかいてきにゆういん にゆうしよ スウェーデンでは1990年代初頭の改革で一定期間以上の社会的入院・入所 の費用は市町村が持つような制度設計にした為、社会資源の開発が一挙に進んだ。我が 国でもそのような強力なインセンティブを持った政策が必要か？ 必要とすればどのような ものにすべきか？</p>
		いー E-3 その他	いー E-3-1) ぶんやいー ちいきいこう についてその他の論点及び意見
えふ F 地域 せいかつ 生活の しげんせいび 資源整備	えふ F-1 地域生活 しげんせいび 資源整備のため そち の措置		<p>えふ F-1-1) ちいきかんかくさ かいしよ しゃかいしげん すく ちいき たい じゅうてんてき 地域間格差を解消するために、社会資源の少ない地域に対してどのような重点的な せさく も こ 施策を盛り込むべきか？</p> <p>えふ F-1-2) どの地域であっても安心して暮らせるためのサービス、支援を確保するための財源の仕組 みをどう考えるか？</p> <p>えふ F-1-3) ちいきいこう ちいきかんかくさ かいしよ はか ちいきせいかつしげんせいび む 地域移行や地域間格差の解消を図るため、地域生活資源整備に向けた、かつての 「ゴールドプラン」「障害者プラン：ノーマライゼーション7カ年戦略」のような国レベルの プランが必要か？あるいは何らかの時限立法を制定する必要があるか？</p> <p>えふ F-1-4) げんこう とどうふけんしよがいふくしけいかくおよ ちしようそんしよがいふくしけいかく ひようか 現行の都道府県障害福祉計画及び市町村障害福祉計画についてどう評価す るか？また、今後のあり方についてどう考えるか？</p>

ぶかい しんぎ 審議 じき 時期	ぶん 分 や 野	こう 項 もく 目	ろん 論 てん 点	
		えふ じりつ F-2 自立 しえんきょうぎかい 支援協議会	えふ じりつしえんきょうぎかい ほうていか かんが ちいき かいけつ F-2-1) 自立支援協議会の法定化についてどう考えるか？また、その地域における解決が こんなん もんだい ぐたいてき かいけつ きかん 困難な問題を具体的に解決する機関として、どのように位置づけるべきか？	
			えふ じりつしえんきょうぎかい ぎろん しゃかいしげん そうしゅつ F-2-2) 自立支援協議会の議論から社会資源の創出につなげるために、どのような財源的 うらう ひつよう な裏打ちが必要か？	
			えふ しょうがいしゃふくし すいしん いっぱんしみん りかい さんか じゅうよう F-2-3) 障害者福祉の推進には、一般市民の理解と参加が重要であるが、それを促す仕組み を自立支援協議会の取り組み、あるいはその他の方法で、法律に組み込めるか？	
		えふ ちょうじかん F-3 長時間 かいじょう 介助等の ほしょう 保障		えふ おも しょうがい ちいせいかつ かのう しちょうそん けんいきたんい F-3-1) どんなに重い障害があっても地域生活が可能になるために、市町村や圏域単位での 「満たされていないニーズ」の把握や社会資源の創出方法はどうか？
				えふ じかんかいごさーびすとら ふく ちょうじかんかいご ひつよう ひと ひつよりょう きょうきゅう F-3-2) 24時間介護サービス等も含めた長時間介護が必要な人に必要量が供給されるた めに、市町村や圏域単位での支援体制はどのように構築されるべきか？
			えふ ぎむてき F-4 義務的 けいひか こっこ 経費化と国庫 ふたんきじゅん 負担基準	えふ しょうがいしゃじりつしえんほう ざいたくさーびす ふく ぎむてきけいひか こっこ F-4-1) 障害者自立支援法では「在宅サービスも含めて義務的経費化」するとされたが、国庫 ふたんきじゅん はんいない 負担基準の範囲内にとどまっている。そのため、国庫負担基準が事実上のサービスの上限 になっている自治体が多いと指摘する声がある。このことに関する評価と問題解決について どう考えるか？

ぶかい しんぎ しき じき 時期	ぶん や 野	こう もく 目	ろん てん 点
		えふ F-5 くに ちほう の やくわり 役割	<p>えふ F-5-1) げんざい しょうがいしゃせいどかいかく なか しせつ びょういん ちいきせいかつ てんかん ちいき      であつてもあんしんして暮らせる」方向が目指されている。一方、地域主権改革では「現金      きゅうふ くに さーびすきゅうふ ちほう いかつこうふきんか かんが しめ しょうがいしゃふくし      給付は国、サービス給付は地方」との一括交付金化の考えが示されている。障害者福祉      さーびす かん くに ちほう やくわり かんが      サービスに関して国と地方の役割をどう考えるか？</p> <p>えふ F-5-2) しょうがいしゃけんりじょうやく だい じょう う すいしんかいぎ ちいきせいかつ けんり めいぶんか      を求める意見が多数であった。地域の実情や特色にあったサービス提供と、この「地域生活      の権利」を担保していくためのナショナルミニマムのあり方についてどう考えるか？</p>
	えふ F-6 その他		<p>えふ F-6-1) ぶんやえふ ちいきせいかつ しげんせいび た ろんてんおよ いけん      「分野 F 地域生活の資源整備」についてのその他の論点及び意見</p> <p>じー G-1-1) じりつしえんほう どうにゅう じりつしえんきゅうふ ふくしきーびす ほそうぐ じりつしえんいりょう      おうえきふたん もんだいてん かんが      の応益負担の問題点についてどう考えるか？</p> <p>じー G-1-2) おうえきふたん はいし ほうしん もと ことし がつ ふくしきーびす ほそうぐ けいげんそち      げんじょう ひょうか      現状の評価についてどう評価するか？</p> <p>じー G-1-3) きほんごうい どうめん じゅうよう かだい じりつしえんいりょう かん けいげんそち      基本合意でも「当面の重要な課題」とされている自立支援医療に関する軽減措置に      ついてどう考えるか？</p>

ぶかい しんぎ 審議 じき 時期	ぶん 分 や 野	こう 項 もく 目	ろん 論 てん 点
			じー G-1-4) 「自立支援法」では福祉サービスや医療の応益負担以外に、食費や光熱水費等の じっぴふたん どうにゅう 実費負担が導入されたが、これについてどう考えるか？
		じー ふたん はんい G-2 負担の範囲	じー G-2-1) 「応益負担廃止」後の負担のあり方として、サービス・支援に関する負担と食費等の じっぴふたん 実費負担について、それぞれどう考えるか？
			じー ひようふたん もと ぼあい しく G-2-2) 費用負担を求める場合の仕組みとその際の負担を求める範囲（障害者本人、同居 かぞくとう 家族等）についてどう考えるか？
		じー た G-3 その他	じー G-3-1) 「分野G 利用者負担」についてのその他の論点及び意見
えいち ほうしゅう H 報酬や じんざいかくほ 人材確保 とう 等	えいち しはらい H-1 支払 ほうしき 方式		えいち H-1-1) 「自立支援法」による報酬払い方式についてどう評価するか？日額払い方式に じんざいかくほ あんてい さーびすていきょう こんなん してき こえ いっぽう りようしゃ ついて、人材確保や安定したサービス提供の困難さを指摘する声がある一方、利用者の せんたくとう てん ひようか こえ 選択等の点から評価する声もある。これについてどう考えるか？
	えいち じんざい H-2 人材 かくほ いくせい 確保・育成		えいち H-2-1) 人材確保の困難が指摘されている。また、事務量の増大等を指摘する声がある。 じんざいぶそく かいしょうおよ じむ かんそか さーびすたいけいおよ しかくようけん しんぷる 人材不足の解消及び事務の簡素化のために、サービス体系及び資格要件をシンプルにする ことは有効か？また、有効である場合、どのように整理するべきか？ えいち H-2-2) 支援職員や相談支援者の迅速かつ有効な人材確保・育成の課題は何か？

ぶかい 部会 しんぎ 審議 じき 時期	ぶん 分 や 野	こう 項 もく 目	ろん 論 てん 点
			<p>えいち しょうがいふくしきサービス しつ りょう てきせつ すいじゅん たも しえんしよくいん ちんぎん た  <b>H -2-3)</b> 障害福祉サービスの質・量を適切な水準に保つには、支援職員の賃金その他の  らうどうじょうけん ほか ぶんや くら そんしよく すいじゅん たも ひつよう  労働条件が他の分野と比べて遜色のない水準に保たれる必要があるが、そのために  しょうがいしゃそうごうふくしほう きてい じこう た ほうせいど きてい じこう  障害者総合福祉法で規定できる事項、その他の法制度で規定すべき事項があるかどうか？</p>
		えいち た <b>H -3</b> その他	えいち <b>H -3-1)</b> 「分野 <b>H</b> 報酬や人材確保等」についてのその他の論点及び意見
あい た <b>I</b> その他	あい かいごほけん <b>I -1</b> 介護保険と の もんだい 問題		<p>あい くに じりつしえんほう そしょうだん きほんごういぶんしょ なか あら ふくせいど こうちく  <b>I -1-1)</b> 国と「自立支援法」訴訟団との「基本合意文書」の中では「新たな福祉制度の構築  にあたっては、現行の介護保険との統合は前提とせず」と記されている。この点から、検討  すべき論点としてはどのようなことがあるか？</p> <p>あい げんこう じりつしえんほう だいじょう かいごほけんゆうせん げんそく かいごほけん  <b>I -1-2)</b> 現行「自立支援法」第7条では「介護保険優先」の原則がうたわれている。介護保険  たいしょう さい じりつしえんほう さーびす りょう さーびす りょう しゅるい  対象となった際に、「自立支援法」のサービスが利用できなくなったり、サービスの量・種類  が削られたりする事例が生じている。こうした事態を避けるためには、どのような制度とすること  が必要と考えるか？</p> <p>あい りんじとくれいこうふきん とくべつたいさくじぎょう ひょうか  <b>I -2-1)</b> 臨時特例交付金による特別対策事業についての評価はどうか？また、この中で、  とくべつたいさく せいき せいど く い ひつよう  「特別対策」から正規の制度に組み入れる必要があるものはあるか？</p> <p>あい とくれいこうふきん えんちよう ひつよう  <b>I -2-2)</b> また、特例交付金の延長は必要か？</p>

ぶかい しんぎ じき 審議 時期	ぶん や 野	こう もく 項 目	ろん てん 論 点
			あい I-2-3) しんたいけい いこう きかん (ねん がつ) 新体系への移行の期間(2012年3月)をどうかんがえるか?
		あい I-3 その他	あい I-3-1) このほうによるしえんのためのしよようがく 所要額についてこうねんどふたん ふく すいけい ひつよう 後年度負担も含め、推計する必要があるのではないか?
			あい I-3-2) このざいげん あんていてき かくほ ほうさく めど 財源を安定的に確保するための方策と目途をどのようにたてていくべきか?
			あい I-3-3) このほう じっし かん もにたりんぐきかん ひつようせい み 法の実施に関するモニタリング機関の必要性をどう見るか?
			あい I-3-4) そうだん せんたく けつてい しきゅうけつてい しえん りよう りようしゃふたんとう ほう かか 相談、「選択と決定」(支給決定)、支援の利用、利用者負担等、この法に関わるぜんぱんてき ふふくしんさ くじょうかいけつ けんりようごきかん ひつようせい み 全般的な不服審査・苦情解決・権利擁護機関の必要性をどう見るか?
			あい I-3-5) ぶんやあい た についてのその他のろんてんおよ いけん 「分野I その他」についてのその他の論点及び意見